



# 島根県報

令和4年5月24日（火）

第 313 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【公 告】**

公共測量の終了

（技 術 管 理 課） 2

河川法の規定による簡易代執行の実施

（河 川 課） 2

**【正 誤】**

令和4年3月31日付け島根県報号外第41号中

（建 築 住 宅 課） 2

**公 告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年3月10日に終了した旨奥出雲町長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年5月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和2年10月6日から令和3年3月15日まで
- 3 作業地域  
仁多郡奥出雲町

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が令和4年6月13日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年5月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 河川名  
二級河川周布川水系周布川（浜田市治和町口663地先）
- 2 当該措置を命ずべき者  
次に掲げる船舶の所有者、占有者その他権原を有する者  
周布川河川敷に放置された船舶 1隻
- 3 当該措置の内容  
当該船舶を河川区域外に除却すること。
- 4 当該措置を行うべき理由  
当該船舶の放置が河川法第24条の規定に違反しているため
- 5 本件に関する問合せ先  
〒697-0041 浜田市片庭町254番地  
浜田県土整備事務所維持管理部管理課 電話0855-29-5779

**正 誤**

令和4年3月31日付け島根県報号外第41号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	上から20	第33条関係	第35条関係